

瑞浪市市民まちづくり会議

取組評価シート

平成28年1月25日実施

(委員氏名; _____)

瑞浪市市民まちづくり会議 取組評価シート

平成28年1月25日 実施

条 例	条数	第7条
	条文見出し	自治会
	条文	①市は、自治会を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付け、自治会から提出される意見及び提案を総合的に検討し、市政に反映させます。 ②市民及び市は、自治会の地域自治を担う重要な役割を認識し、その活動を尊重するものとします。 ③住民は、原則として自治会へ加入するものとします。

取組推進方針	取り組み		自治会加入の促進					
	担当課		市民協働課					
	スケジュール 取組み	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
		取り組み内容	パンフレット 配布	パンフレット 配布	パンフレット 配布	パンフレット 配布	パンフレット 配布	
		備 考						
	現況評価及び今後の方向性		自治会加入促進のため、転入者などにパンフレットを配布するほか、加入しやすいよう手続きを簡素化します。また、自治会加入へのインセンティブを与える制度の検討を行います。					

評 価 欄	1. 条例と取組推進方針が合致しているか。			合致 ・ 不一致	
	2 ・ 5 条 文 の 基 本 原 則 を 達 成 す る た め の 取 組 内 容 か。	市民主役		・市民一人ひとりが主役となって、まちづくりを進められる内容となっている。 ・市民の自覚を促す内容となっている。 ・まちづくりへの興味・関心がもてる内容となっている。 1.どれか1つでも該当 0.非該当	
		市民参加		・市民に開かれた内容となっている。 ・市民の参加が可能な内容となっている。 ・子ども及び若者の参加に配慮がされている。 1.どれか1つでも該当 0.非該当	
		協働		・対等な立場で連携及び協力したまちづくりが図られている。 ・市民同士の協働のまちづくりが図られている。 ・市民と行政の協働が図られている。 ・市民と議会の協働が図られている。 1.どれか1つでも該当 0.非該当	
		情報共有		・市民、議会及び行政で情報共有が図られている。 ・情報発信に配慮がされている。 ・市民が情報を得ることができる。 1.どれか1つでも該当 0.非該当	
		効率性		・効率的に行われる内容となっている。 ・類似事業の重複などムリ・ムラ・ムダがない(少ない)。 ・人材育成ができて、または人材育成の配慮がされている。 1.どれか1つでも該当 0.非該当	
		条文内容		・条文の内容を達成するための取組内容となっている。 1.該当 0.非該当	
	3. 取組に不足や改善点があるか。			特になし ・ ある	
	4. 自由意見・コメント (評価、改善点、具体的改善案など)				

全体評価	継続 ・ 一部見直しして継続 ・ 全体的な見直しが必要 ・ 取組として掲載不要
------	---

委員氏名

瑞浪市市民まちづくり会議 取組評価シート

平成28年1月25日 実施

条例	条数	第8条
	条文見出し	まちづくり推進組織
	条文	①市は、次の表に定める各地区において、市長が認める一のまちづくり推進組織を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付けます。 ②まちづくり推進組織は、運営ルールを明確にし、民主的な活動を行います。 ③まちづくり推進組織は、地域の住民が参加しやすいように活動を行います。 ④地域の住民は、まちづくり推進組織が地域のまちづくりにおいて果たしている役割を認識し、尊重するとともに積極的に参加します。 ⑤行政は、まちづくり推進組織がその機能及び役割を十分発揮できるよう必要な施策を講じます。

取組推進方針	取り組み		まちづくり推進組織支援 まちづくり推進協議会連絡会の開催				
	担当課		市民協働課				
	スケジュール 取組み ルール	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		取り組み内容	推進協議会 連絡会開催	推進協議会 連絡会開催	推進協議会 連絡会開催	推進協議会 連絡会開催	推進協議会 連絡会開催
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性		各地区の組織の民主的な活動については、規約が各組織で整備されています。また、組織の運営は総会資料により広く公開されています。 各地区間の活動等の連絡調整及び市全域のまちづくり推進組織の活動について、まちづくり推進協議会連絡会を開催し、情報の共有化等を図ります。 NPO法人化の相談窓口となります。				

評価欄

1. 条例と取組推進方針が合致しているか。		合致 ・ 不一致
2 5 条 文 の 基 本 内 容 を 則 達 に 成 果 す る た め の 取 組 内 容 か。	市民主役	・市民一人ひとりが主役となって、まちづくりを進められる内容となっている。 ・市民の自覚を促す内容となっている。 ・まちづくりへの興味・関心がもてる内容となっている。 1. どれか1つでも該当 0. 非該当
	市民参加	・市民に開かれた内容となっている。 ・市民の参加が可能な内容となっている。 ・子ども及び若者の参加に配慮がされている。 1. どれか1つでも該当 0. 非該当
	協働	・対等な立場で連携及び協力したまちづくりが図られている。 ・市民同士の協働のまちづくりが図られている。 ・市民と行政の協働が図られている。 ・市民と議会の協働が図られている。 1. どれか1つでも該当 0. 非該当
	情報共有	・市民、議会及び行政で情報共有が図られている。 ・情報発信に配慮がされている。 ・市民が情報を得ることができる。 1. どれか1つでも該当 0. 非該当
	効率性	・効率的に行われる内容となっている。 ・類似事業の重複などムリ・ムラ・ムダがない(少ない)。 ・人材育成ができていて、または人材育成の配慮がされている。 1. どれか1つでも該当 0. 非該当
	条文内容	・条文の内容を達成するための取組内容となっている。 1. 該当 0. 非該当
3. 取組に不足や改善点があるか。		特になし ・ ある
4. 自由意見・コメント (評価、改善点、具体的改善案など)		

全体評価	継続 ・ 一部見直しして継続 ・ 全体的な見直しが必要 ・ 取組として掲載不要
------	---

委員氏名

瑞浪市市民まちづくり会議 取組評価シート

平成28年1月25日 実施

条例	条数	第9条
	条文見出し	子ども及び若者
	条文	①子ども(市民のうち、18歳未満の者をいいます。)は、地域社会の一員として尊重され、まちづくりに参加することができます。 ②若者(市民のうち、18歳以上30歳未満の者をいいます。)は、地域社会の一員としての自覚を持ち、まちづくりへの参加に努めるものとします。 ③市は、子どもや若者がまちづくりに参加できる環境整備に努めるものとします。

取組推進方針	取り組み		まちづくりチャレンジ研究室設置					
	担当課		市民協働課					
	スケジュール 取組み	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
		取り組み内容	制度運用開始 研究室設置、研修	研修 事業提案	研修 事業実施 事業提案	研修 事業実施 事業提案	研修 事業実施 事業提案	
		備 考	新規事業					
		現況評価及び今後の方向性		まちづくりへの若者の参加を促進するため、まちづくり推進組織や市の実施するまちづくり事業に関する提案と実行を担う若者を中心とした研究室を設置します。				

評価欄

1. 条例と取組推進方針が合致しているか。			合致 ・ 不一致	
2 5 条 文 の 基 本 原 則 を 達 成 す る た め の 取 組 内 容 か。	市民主役		・市民一人ひとりが主役となって、まちづくりを進められる内容となっている。 ・市民の自覚を促す内容となっている。 ・まちづくりへの興味・関心がもてる内容となっている。 1.どれか1つでも該当 0.非該当	
	市民参加		・市民に開かれた内容となっている。 ・市民の参加が可能な内容となっている。 ・子ども及び若者の参加に配慮がされている。 1.どれか1つでも該当 0.非該当	
	協働		・対等な立場で連携及び協力したまちづくりが図られている。 ・市民同士の協働のまちづくりが図られている。 ・市民と行政の協働が図られている。 ・市民と議会の協働が図られている。 1.どれか1つでも該当 0.非該当	
	情報共有		・市民、議会及び行政で情報共有が図られている。 ・情報発信に配慮がされている。 ・市民が情報を得ることができる。 1.どれか1つでも該当 0.非該当	
	効率性		・効率的に行われる内容となっている。 ・類似事業の重複などムリ・ムラ・ムダがない(少ない)。 ・人材育成ができて、または人材育成の配慮がされている。 1.どれか1つでも該当 0.非該当	
	条文内容		・条文の内容を達成するための取組内容となっている。 1.該当 0.非該当	
3. 取組に不足や改善点があるか。			特になし ・ ある	
4. 自由意見・コメント (評価、改善点、具体的改善案など)				

全体評価	継続 ・ 一部見直しして継続 ・ 全体的な見直しが必要 ・ 取組として掲載不要
------	---

委員氏名